

香川県報



第 53 号

平成 16 年

7 月 6 日(火曜日)

目次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助のための施設担当機関の指定

（健康福祉総務課）

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

（水産課）
（建築課）

道路の位置指定（三件）

選挙管理委員会告示

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数

等

監査委員公表

監査結果の公表

監査結果に基づく措置の公表

告 示

香川県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十

九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十六年七月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施 術 者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一六、 五、一	前川 健二	綾歌郡宇多津町浜八 番丁一三三番地七	まえかわ接骨 院	綾歌郡宇多津町浜八 番丁一三三番地五

香川県告示第四百八十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、香西加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十六年七月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第四百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第六号

二 指定 年月日 平成十六年六月二十一日

三 指定道路の位置 善通寺市原田町字下五条二〇五 一及び同地先水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・九九メートル、五・〇一メートル

延長 六五・〇二メートル

関係の図面は、香川県土木建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第四百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 坂土指道 第四号

二 指定 年月日 平成十六年六月二十四日

三 指定道路の位置 綾歌郡国分寺町新居字万燈九五四 一〇、九五四 一二、九五六

一、九五六 六及び九五七 四

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・五〇メートル及び六・〇〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第四百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年七月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第五号
- 二 指定 年月日 平成十六年六月二十五日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡飯山町下法軍寺字名八七二一、八七三及び八七七
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル及び四・八メートル
延長 一・三三・九七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第八十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数(その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。)は、次のとおりである。

平成十六年七月六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

五十分の一の数 一六、七二九人
三分の一の数 二〇六、〇七三人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区	九一、二〇五人
丸亀市選挙区	一一、七七一一人
坂出市選挙区	二〇、五九九九人
善通寺市選挙区	九、五一六一人
観音寺市選挙区	一一、〇四二人
さぬき市選挙区	一五、四三〇人
東かがわ市選挙区	一〇、五八八八人
小豆郡選挙区	九、七四四四人
木田郡第一選挙区	八、〇〇三人
木田郡第二選挙区	六、七四九人
香川郡選挙区	九、八八五五人
綾歌郡選挙区	一一、五一一人
仲多度郡第一選挙区	八、九九四四人
仲多度郡第二選挙区	六、五五四四人
三豊郡第一選挙区	二〇、二〇七人
三豊郡第二選挙区	六、〇一九人

監査委員公表

香川県監査委員公表第九号

平成十六年五月四日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法(昭和二十二年法律第77号)第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成十六年七月六日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭
 同 同 名 和 延
 同 同 竹 三 治

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成16年5月25日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第5 監査委員の除斥
本件請求の監査において、広瀬代表監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第6 監査の結果
本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。
本件請求は、理由がないものと認める。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、監査委員事務局職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

(1) 本件支出の経緯等

ア 高松地方裁判所平成15年(ワ)第366号損害賠償請求事件(以下「本件訴訟事件」という。)は、平成15年8月25日に香川県(以下「県」という。)を被告として提起されたものであり、その内容は、香川県監査委員が、同年6月22日付けで提出された住民監査請求17件を不適法な請求であるとして、同年7月29日に故意又は重大な過失により違法に却下し、当該住民監査請求の請求人に対して多大の精神的苦痛を与えたので、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき10万円の損害賠償等を求めるというものである。

イ 県は、本件訴訟事件を進行するため、平成15年10月10日に弁護士 田代健を訴訟代理人として選任し、委任契約(以下「本件契約」という。)を締結した。

ウ 本件契約には、県は同弁護士に対し本件訴訟事件に関する権限を行使するために必要な報酬等を支払うものとし、その報酬の額及び支払方法などが定められており、着手金の額は10万5千円(うち消費税5千円)、支払方法は口座振込私とされている。

エ 本件支出は、本件契約に定める弁護士報酬のうちの着手金の支出であって、支

出に当たっては、監査委員事務局長の決裁を経た後、出納局において審査が行われ適正なものと判断された上で、平成15年11月6日に支出されたことが確認された。

なお、この経緯は、平成15年度一般会計予算の報償費から支出されている。

(2) 弁護士に訴訟委任をした理由

ア 本件訴訟事件では、監査委員の監査そのものの適法性が争われており、県としては、その執行機関の職務行為の正当性を積極的に主張、立証する必要があるため、応訴したものである。

イ 通常、本件訴訟事件のような民事訴訟は、手続の対審性を保障し、当事者に口頭弁論を通じて自己に有利な主張、立証を尽くさせ、かつ、相手方の主張、立証に反ばくする機会を保障した上で行われるものである。また、訴訟の審理については、民事訴訟法(平成8年法律第109号)等関係法令に定められている手続に従い、防御の方法の提出等の訴訟行為を行うものであるが、その手続は簡易なものではなく、立証責任を有する被告の県が適切で十分な主張及び立証を行うためには、法令及び法律事務に精通し、法律事務を職務とする者が専門的判断により行うことが適当と考えられる。さらに、県は、限られた人員と時間の中で、その事務を処理しているところであり、新たに、法令及び法律事務に精通し専門的な判断が必要とされる訴訟行為等をその職員のみで行う場合には、本来の業務の運営に支障が生じる場合も想定されることなどから、本件訴訟事件については、訴訟に要する時間及び労力、適正かつ円滑な訴訟の進行、帰すうの重大性等の観点から総合的に判断して、弁護士に訴訟委任することとしたものである。

(3) 指定代理人の指定

本件訴訟事件の指定代理人として、平成15年10月10日に監査委員事務局の職員4名が指定(うち2名は、平成16年4月1日付け人事異動に伴い交代)されている。

(4) 弁護士報酬(着手金)の算定根拠

ア 本件契約の締結当時、弁護士報酬については、弁護士法(昭和24年法律第205号、平成15年法律第128号による改正前のも)。以下同じ。)に基づき、日本弁護士連合会で定めた報酬等基準規程と、これを基準に定められた香川県弁護士会

報酬規程に標準額が定められていた。

香川県弁護士会報酬規程によると、弁護士報酬のうち着手金とは、「事件又は法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。」と定義されており、その算定基準については、事件等の対象の経済的利益の額を基準として算定することとされていた。また、民事事件の着手金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれに一定の部分ごとに一定の率（300万円以下の部分について着手金8パーセント）を乗じて算定され、事件の内容により30パーセントの範囲内で増減額することができること、その最低額は10万円で、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万円以下に減額することができることとされていた。

イ 本件契約に定める弁護士報酬（着手金）の額は、香川県弁護士会報酬規程を参酌して定められたものであり、着手金の最低基準額を10万円と定める同規程の規定、本件訴訟事件の帰すうの重大さ、訴訟追行に要する時間、労力を総合的に考慮して決定されたものである。

2 監査委員の判断

(1) 弁護士への訴訟委任について

ア 本件訴訟事件において、被告である県が、その執行機関の職務行為の適法性について積極的に主張、立証するため訴訟活動を行うことは、当然なすべき行為とみることができる。

イ 県が当事者となる訴訟において、訴訟代理人を指定代理人のみにするか、弁護士に委任するかは、訴訟を適正かつ効果的に進行するという観点から、一次的には県の判断に委ねられていると考えられる。一般に、訴訟に関する事務を円滑、効果的に進めることは、訴訟の関係手続法令や実体法に精通し、経験豊富な法律専門家でないとは難しいと認められるところであり、また、弁護士による整理された弁論等が行われることが、訴訟における手続の進行の円滑と公正を維持する上でも重要である。

ウ 本件訴訟事件においては、単に県の主張を文書にして提出すれば足りるもので

はなく、裁判の過程において適切な主張、立証、反ばく等を行う必要があり、県職員である指定代理人のみで行うことは困難であるため、法律事務の専門家でありこの種事件に精通した弁護士に訴訟代理人を委任するという判断を行ったのであり、訴訟の適正、公正かつ円滑な追行という観点からみても、訴訟代理人を弁護士に委任するという判断は妥当なものである。

(2) 弁護士報酬（着手金）の算定について

ア 弁護士報酬の額については、本件契約の締結当時、弁護士法の規定に基づき、日本弁護士連合会の報酬等基準規程とこれを基準に定められた香川県弁護士会報酬規程に標準額が定められており、個々の事件等についての具体的な報酬額は、その報酬規定を標準として弁護士と依頼者の契約により定められることとされていた。すなわち、弁護士会の定める報酬規定は、あくまでも標準であり、法律事務の処理に関する委任契約に伴う報酬契約は、弁護士と依頼者との自由な意思に基づいて締結されるものであり、その際に、報酬規定は参酌されるべきものであるとされていた（条解弁護士法 第3版 日本弁護士連合会調査室編著 416頁参照）。

イ 本件契約に定める弁護士報酬（着手金）の額は、内容を確認したところ、訴額、本件訴訟事件の帰すうの重大さ、訴訟追行に要する労力等の諸事情を考慮し、香川県弁護士会報酬規程を参酌して定められたものであり、適正かつ妥当なものと認められる。また、本件支出は、所定の手続により権限のある決裁権者の決裁を得て適正に支出されたものである。

以上のことから、本件支出は違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められず、香川県監査委員が本件違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して損害の補てんをさせる等の必要な措置を講ずるよう知事に対して勧告することを求めるという請求人の主張には理由がないものと判断する。

香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年7月6日

香川県監査委員 鎌田守恭

団体名	監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 監査対象年度 2 措置の状況	平成14年度	同 名 和 基 延 同 同 石 川 稱 治 同 同 広 瀬 員 義
学校法人新田学園	寄附行為に則していない運営実態が見受けられるので、改善が必要である。	平成16年2月4日の理事会において、実態に見合った寄附行為に変更することの承認を得て、同年3月1日付けで変更した。
財団法人かがわ水と緑の財団	公益法人会計基準に準拠した会計規程の整備と経理が行われていないので、改善が必要である。	平成16年4月から公益法人会計基準に準拠した会計規程を整備し、これに基づく経理を行うこととした。
財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団	基本財産の運用のために購入した有価証券の一部に、利払の遅滞しているものが見受けられるので、債権管理に十分留意するとともに、今後の適正な運用に努める必要がある。	財団法人香川県ポランティアア基金と合同で設けた公認会計士等の専門家による調査委員会において、今後の対応策等の検討がなされ、その結果に基づいて適切に対応するとともに、基本財産等の管理に当たっては、法令、寄附行為等の規定を遵守し万全を期す。
財団法人香川県民年金福祉協会	当財団が取得した財産が設立当初より財産目録に記載されず、収支計算書や貸借対照表に反映されていないので、改善が必要である。	当財団を所管する香川社会保険事務局に対し、改善を指導するよう依頼した。
財団法人香川県健康長寿財団	会計処理において、公益法人会計基準に準拠した処理がなされていないので、改善が必要である。	平成15年度から公益法人会計基準に準拠した会計処理を行っている。なお、当財団は、平成16年4月1日に財団法人香川県社会福祉総合センターと統合し、財団法人かがわ健康福祉機構となった。
財団法人香川県身体障害者協会	法人全体の収支及び資産等の状況がわかる収支計算書や貸借対照表を作成する必要がある。	平成15年度決算から、一般会計と特別会計を合わせた総括表を作成した。
財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会	管理運営業務委託料の精算に当たり、雇用保険料被保険者負担として収入した金額を自主財源としているが、当該負担額相当額は、財団が立替納付した雇用保険料納付額に充当しなければならぬ。	雇用保険料被保険者負担額は、平成15年度から事業主立替の雇用保険料納付額に充当した。
	計算書類に計上すべき現金、棚卸資産、取得した有形固定資産が、計上されていない。	計算書類に計上すべき現金等の資産は、財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会財務規程に基づき、平成15年度決算から計上した。
財団法人香川県ポランティア基金	指導注意事項	財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団と合同で設けた公認会計士等の専門家による調査委員会において、今後の対応策等の検討がなされ、その結果に基づいて適切に対応するとともに、基本財産等の管理に当たっては、法令、寄附行為等の規定を遵守し万全を期す。

<p>財団法人香川県農業開発公社</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>公益法人会計基準に準拠した会計規程の整備と経理が行われていないので、改善が必要である。</p>	<p>平成16年3月26日の第72回理事會において、公益法人会計基準に準拠した会計規程の制定を行い、平成16年4月1日から施行した。 なお、当財団は、平成16年4月1日に財団法人香川県農業振興基金協会と統合して、財団法人香川県農業振興公社となった。</p>
<p>財団法人香川県体育協会</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>公益法人会計基準に準拠した会計規程の整備と経理が行われていないので、改善が必要である。 また、職員の勤務条件、給与等及び旅費については、事務局規程において、香川県職員に準じ又はその例によるとされているが、規程に則した運用が行われていないので、改善する必要がある。</p>	<p>平成16年4月から会計規程や就業規程等の整備を行い、規程に則した運用を行うこととした。</p>
<p>財団法人置川百年記念香川県芸術文化振興財団</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>保管している県営駐車場回数券の合計金額が多額に上るが、貸借対照表等に流動資産として計上されていない。</p>	<p>平成15年度決算から流動資産として計上した。</p>

平成十六年七月六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています